

児童生徒の自殺に「いじめ」の関わりが指摘されている事例の調査の結果について

1. 児童生徒の自殺に「いじめ」が関わっているのではないかと指摘されている事例

41件（小学校：2件、中学校：30件、高等学校：9件）

〔内訳〕

① 国会審議において指摘を受けた事例

28件（小学校：1件、中学校：25件、高等学校：2件）

② ①以外で、平成11年度から平成17年度間の自殺事例のうち、「いじめ」があったのではと保護者からの訴えやマスコミ報道等がなされた事例として、各都道府県教育委員会から文部科学省に報告された事例

13件（小学校：1件、中学校：5件、高等学校：7件）

※②については、平成11年度から平成17年度間の公立小・中・高等学校における児童生徒の自殺事例の中から、「いじめ」が自殺の主たる理由となるか否かを問わず、

i) 自殺した児童生徒に対する「いじめ」があったのではとの疑いがあった事例

ii) 自殺した児童生徒に対し、「いじめ」があったのではとの保護者からの訴えがなされた事例

iii) マスコミで「いじめ」があったのではとの報道がなされた事例

等、児童生徒の自殺について「いじめ」が関係していると思われる事例について各都道府県教育委員会から報告を受けたもの。

※各事例の詳細については、別紙の一覧表を参照。

2. 上記事例における「いじめ」の有無

41件のうち、1件は自殺ではなく警察が事故と判断しているので、その事例を除く40件について判断。

- ①自殺した児童生徒へのいじめがあったとされたもの：14件
 - うち、
 - いじめを自殺の主たる理由とするもの：3件
 - いじめが自殺の主たる理由ではないが、理由の一つと考えられるもの：6件
 - いじめが自殺の理由とは考えられないもの：3件
 - いじめが自殺の理由と考えられるか否かが不明なもの等：2件
- ②自殺した児童生徒へのいじめがなかったとされたもの：17件
- ③いじめがあったかなかったか現時点でも特定できていないもの：6件
- ④係争中のもの：2件
- ⑤再調査中のもの：1件

3. 今後の対応

これまでの生徒指導上の諸問題に関する調査においては、児童生徒の自殺の状況について、自殺の主たる理由について調査してきた。そのため、「いじめ」を主たる理由とする自殺の件数は、平成11年度から平成17年度まで0件と報告されるなど、現在の調査方法では、児童生徒の自殺の状況について詳細に把握することが困難である。今回の調査において児童生徒の自殺事案に関し、「いじめ」の有無を調査したところ、14件について「いじめ」があったとの報告がされたことを踏まえ、平成18年度以降の生徒指導上の諸問題に関する調査においては、自殺した児童生徒の状況がより実態に即して把握できるよう、当該児童生徒への「いじめ」の有無を含めた状況について調査することとしている。

(別紙) 「いじめ」が関わった自殺ではないかと指摘されている事例

	事例		事件発生年度における自殺の理由の判断※1	当時の判断根拠	現時点における自殺の理由の判断※1	現時点における判断の根拠等	自殺した児童生徒へのいじめの有無※2	いじめの内容	「いじめ」が自殺の理由の一つとして考えられるか※3	いじめがあったが、自殺の理由の一つとして考えられないとする場合の理由
	年月	学年・性別								
1	H11.3	中1男子	その他	メモにいじめを伺わせる記述があるとのことで、両親はいじめが原因であったと主張していたが、警察の捜査や学校の事実確認においてもその事実関係が把握できなかった。	その他	現時点においても当時の判断と同様。	不明	—	不明	—
2	H11.5	高3男子	その他	学校による調査及び警察との情報交換により、いじめによるものとは認められなかった。	その他	いじめにかかわることを含めて、新しい事実がないため。	無	—	考えられない	—
3	H11.7	中2男子	その他	特に遺書もなく、自殺の原因は不明。	その他	その後明らかになった事実はなく、当時の判断のとおり。	不明	—	不明	—
4	H11.7	中3女子	家庭事情(その他)	当該生徒は不登校で、担任・生活指導主事等の家庭訪問や、養護教諭や「心の教室相談員」の対応が中心であった。相談員は、進路や家庭に関する相談を受けていた。	家庭事情(その他)	保護者からの希望があり、その後の調査等は実施していない。	無	—	考えられない	—
5	H11.9	中1男子	不明	文書保存期間満了による調査票の廃棄のため、確認できず。	その他	当時、精神科医・青少年健全育成会議会長・警察協助人・女性の会会長・PTA代表などを交えた調査委員会を組織し、約1ヵ月半調査を行い、その間、直接の聞き取り対象は延べ1000人を超えた。その結果、「直接的な要因となるいじめと判断されるものは見つからなかった」等と結論づけている。現時点でもこの調査報告は妥当なものだと考えている。	不明	—	考えられない	—
6	H11.10	高1女子	その他	遺書に「私をいじめた多くの方々へ」と記されていたが、いじめを苦にしての自殺とは断定できず、調査中であった。	学校問題(いじめ)	改めての調査・検証の過程で、学校生活の様子が明確になり、当該生徒の心情の深刻さがはっきりしたため、いじめに当たると受け止めた。このことは平成13年1月に公表した。	有	体育祭において、体操隊形に移動するとき、「とおせんぼ」をされ、この行為に対し当該女子生徒はいじめととらえ、非常に悔しい思いを持った。	考えられる	—
7	H11.11	中3男子	その他				現在係争中。			
8	H12.2	中2男子	不明	文書保存期間満了による調査票の廃棄のため、確認できず。	その他	遺書や日記等のメッセージがなく、判断できない。	不明	—	不明	—

	事例		事件発生年度における自殺の理由の判断※1	当時の判断根拠	現時点における自殺の理由の判断※1	現時点における判断の根拠等	自殺した児童生徒へのいじめの有無※2	いじめの内容	「いじめ」が自殺の理由の一つとして考えられるか※3	いじめがあったが、自殺の理由の一つとして考えられないとする場合の理由
	年月	学年・性別								
9	H12.5	中3男子	学校問題(友人との不和)	外部有識者による、学校事件に関わる調査委員会を設置し検討した結果、当該生徒が交流を持っていた2つのグループのけんかについて誤った情報を流したとして排斥又は非難・しっ責され、どちらのグループにも居場所を失った絶望感と制裁を受けるのではという強い恐怖が自殺の直接の動機となったと推測した。	学校問題(友人との不和)	事件発生年度の問題行動調査の報告時以降、明らかになった事実はないため、当時の調査委員会の報告を判断の根拠としている。	有	当該生徒に対しては2年生の時に1回、さらに平成12年2月上旬から5月初旬までの期間に8回にわたって暴行や金銭等の要求が行われた。	直接的な動機としては考えられない	本件にかかわる調査委員会の調査報告書によれば、「当該生徒は一連の加害行為を受けていたが、この心理的苦痛は直接に自殺念慮を生むものであったとは考えられない。明確な自殺念慮は、自殺企図の直前に、両グループの板挟みとなり、そのつながりがともに断ち切られたときに、衝動的に起こったものと推測される。」とされていることから、いじめが直接的な動機としては考えられない。
10	H12.6	中1男子	学校問題(その他)	調査の結果、脅迫的な言動、継続的な身体的・心理的な攻撃の事実はなく、遺書などもなく、深刻に悩み苦しんでいたことが、具体的に把握できなかった。警察の事情聴取や一般生徒からの聞き取り調査によってもいじめの有無が確認されず、自殺の原因をいじめと断定することができなかった。	学校問題(その他)	その後明らかになった事実はなく、当時の判断のとおり。	無	—	考えられない	—
11	H12.7	中1男子	不明	文書保存期間満了による調査票の廃棄のため、確認できず。	その他	平成17年10月、高等裁判所において、いじめとの因果関係はなかったとの最終判決がくだされている。	有	複数の生徒が1・2回ずつ頭や肩及び背中を軽く叩いたり、もものあたりを蹴ったことを認めている。また生徒手帳をとったことがあると証言した生徒もいることが明らかになっていった。さらに、本人の机に糊のようなものが塗られていたことがあり、担任が学級全員に指導したことがあった。	考えられない	暴力行為等は平成12年5月～6月にかけて起きている。このことについて暴力行為等を行った生徒らは、6月末から7月初めにかけて謝罪を行っており、問題は解決していた。また平成17年10月、高等裁判所における最終判決において、生徒らの行為は、いじめと認定されなかった上、自殺との間に因果関係は認められないとされたため。
12	H12.10	中3男子	その他	自殺した本人のメモに基づき、県警が捜査した結果、会社員ら少年4名からの恐喝が自殺の大きな動機となったようであることが判明した。	その他	事件発生時の判断に変更はない。	無	—	考えられない	—
13	H12.10	中3女子	その他	小学校の頃からいじめがあり、遺書的なメモの内容からも自殺の原因としていじめが根底にあったことは間違いないが、指導によりいじめは解消し、2年中頃から自殺前日まで学校としてはいじめは確認されていない。また事故後1ヶ月にわたる調査からも自殺に直接結びつく原因はどうしても特定できなかった。	その他	学校・市教委の調査においても、自殺に直接結びつく原因はどうしても特定できなかったこと、その後の裁判において、いじめはあったが、自殺といじめの因果関係は認められないとする司法の判断がなされた。	有	小学校より「くさい」「ばい菌」「腐る」といった言葉や、これに加え欠席日の葬式ごっこや、「死ね」の落書き等によるいじめがあったことは事実であり、学校はその都度指導に当たってきた。完全な解消に至らず、中学2年の2学期には、このいじめの解消に、学校をあげて取り組んだ結果、本事件が発生するまでいじめは確認されず解消されたものと認識していた。	考えられる	—
14	※4 H13.1	高2男子	—	遺族の要望によりこれ以上調査はできないとのこと。						

	事例		事件発生年度における自殺の理由の判断※1	当時の判断根拠	現時点における自殺の理由の判断※1	現時点における判断の根拠等	自殺した児童生徒へのいじめの有無※2	いじめの内容	「いじめ」が自殺の理由の一つとして考えられるか※3	いじめがあったが、自殺の理由の一つとして考えられないとする場合の理由
	年月	学年・性別								
15	H13.5	中3男子	その他	遺書には、自殺の動機を示す内容は書かれておらず、関係者からの聞き取りによっても原因を特定できなかった。	その他	その後明らかになった事実はなく、当時の判断のとおり。	無	—	考えられない	—
16	H13.6	小4男子	その他	医師の診断を受けた際、直接病名を聞かされ、本人は大変気にしていた。また、自殺当日、友人とのトラブルを保護者に注意されており、原因は特定できないと判断。	その他	特に新しい事実はでていないが、当時の判断どおり、自殺に至った原因については特定できない。	有	身体的特徴をとらえてアダ名にする。机やイスに落書きをされる。仲間はずれにされる。	考えられる	—
17	H14.4	高2男子	その他	全校生徒への個別面談、保護者等関係者から聞き取った結果、いじめの事実は確認できなかった。また遺書などがなく、原因の特定ができなかった。	その他	報告時以降、新たな事実はでてこなかったため。	無	—	考えられない	—
18	H14.8	高1男子	その他	自殺後に学校が行った諸調査の結果、自殺の原因を確定することができなかった。	その他	自殺後に学校が行った諸調査の結果、自殺の原因を確定することができなかったから。	有	4月末から5月頃にかけて、3名の生徒が、同じクラスの当該生徒を含め9名の生徒に対して、殴打、足蹴り等の暴力行為を繰り返し行っていた。	考えられない	自殺以降、学校として全校生徒に対するアンケートや、同じクラスの生徒全員への家庭訪問による聞き取り調査を行ったが、5月にいじめの事実が発覚し学校が加害生徒を指導して以降、当該生徒の自殺までの間に、当該生徒に対していじめに該当する行為があったと認めるに至らなかった。
19	※4 H14.10	中3男子	—	—	その他	遺族は「きもい」と言われたことによるいじめが原因と主張したが、「きもい」は当時子供の中でよく使われていた言葉で、特に当該生徒に向けられたものではなかった。当該生徒には、成績不振(進路問題)に絡む親とのトラブルがあったと考えられるが、遺書等がなく、主たる理由は特定できない。	無	—	考えられない	—
20	H14.11	中2男子	学校問題(友人との不和)	メモに同級生への悔しい思いが書かれていたが、長期にわたり周囲からとても仲の良いと思われていた二人であることや、警察の「いじめが原因で自殺と断定するのは難しい」との捜査結果を踏まえて判断している。	学校問題(友人との不和)	事件発生年度と見解に相違はないため。	有	周囲の大多数は仲の良い二人と見ていた様子しか伺えなかったが、特に親しかった4名の生徒からの聞き取り調査で、K1ごっこを無理矢理させられていたとか、つねられてあざができていたとか、登校時に自転車で友人を迎えに行き、自分は走らされていたとか、友人の親に見せるためにテストの答案の名前を書き換えられていたとか、ノート写しを強要されていたなどの情報が得られた。	考えられる	—
21	※4 H14.11	中2男子	—	—	その他	登下校グループの中でトラブルが発生し、約1週間後に自殺するに至ったが、いじめを訴える遺書等はなく、グループ内でのトラブルは短期間のいざこざで、いじめとは捉えていない。グループ内の主導権争いとも考えられるが、成長期の一過程と捉えている。	無	—	考えられない	—

	事例		事件発生年度における自殺の理由の判断※1	当時の判断根拠	現時点における自殺の理由の判断※1	現時点における判断の根拠等	自殺した児童生徒へのいじめの有無※2	いじめの内容	「いじめ」が自殺の理由の一つとして考えられるか※3	いじめがあったが、自殺の理由の一つとして考えられないとする場合の理由
	年月	学年・性別								
22	H15.3	中2女子	その他	投書や遺書や学校の調査から、家族、友人、部活動といった原因が推測されたが、どれも直接自殺に結びつく要因とは断定できず、自殺につながった要因は複合的で、原因は明らかになっていない。また、学校で実施した教職員及び生徒への事情聴取の結果において、いじめの事実が確認されなかった。遺書の中に、いじめに関する記述がない。警察の事情聴取からいじめ等の事実がない旨確認された。	その他	新たに明らかになった事実がないことから判断は変わっていない。	無	—	考えられない	—
23	H15.5	中3女子	学校問題(その他)	見つかったメモには友人関係の悩みをうかがわせる一節があり、学校で聞き取り調査を行った結果、当該生徒とメモにあった生徒は仲が良かったが、感情的な行き違いはあったことは認められた。しかし、友人との不和とは断定できず、またいじめが原因で自殺したと特定するだけの要因はなかった。	学校問題(その他)	その後、新たな事実が見つかっていないため、前述の判断を変えるには至っていない。	無	—	考えられない	—
24	H15.10	中1男子	学校問題(友人との不和)	事件発生前日及び当日の友人たちのからかい以外に日常生活上の変化が確認できなかった。	学校問題(友人との不和)	現時点においても、理由を明確にする新たな情報が得られていない。	無	—	考えられない	—
25	H16.5	高2男子	その他	自殺して4日後、保護者から「いじめを受けていた。調査をお願いしたい。」という申出があり、学校で聞き取り調査を行ったが、明確にいじめがあったとは言えない結果であった。その後、保護者からも、「本人の問題など様々な要素が関わった結果としてとらえるに至った。」との申出があった。	その他	その後の状況に変化はない。	アンケートでは「いじめ」があったかもしれないという記載があったが、具体的に特定できなかった。	—	完全には否定できない	—
26	H16.6	中2女子	その他	聞き取り調査の結果、数人の仲間から悪口を言われたことなどがわかったが、自殺の理由がこのような「いじめ」すべてにあるかどうかは不明であるため。	その他	その後、新たな事実が確認されなかったため。	有	聞き取り調査の結果、親しくしている数人の仲間から悪口を言われていたことがわかった。また、同じ仲間とのゲームに参加して負け、罰ゲームをすることとなり、それを苦にしていた。	考えられる	—
27	H16.9	中2男子	その他	遺書や日記は残っておらず、学校関係者や保護者からの情報では、自殺の理由を特定できなかった。	その他	新たに明らかになった事実や資料がないので事件発生年度の判断と変わらない。	有(自殺する前年にあった)	肩を押されたり、悪口を言われていた。	考えられない	すでに一年次にいじめは解決しており、二年生進級後も、欠席もなく、トラブルもないことから、いじめは自殺の原因として考えられない。

	事例		事件発生年度における自殺の理由の判断※1	当時の判断根拠	現時点における自殺の理由の判断※1	現時点における判断の根拠等	自殺した児童生徒へのいじめの有無※2	いじめの内容	「いじめ」が自殺の理由の一つとして考えられるか※3	いじめがあったが、自殺の理由の一つとして考えられないとする場合の理由
	年月	学年・性別								
28	H16.10	高2男子	その他	学校による無記名アンケートや保護者からの聞き取りの結果、本人が悩んでいた情報はなかった。また、警察からも自殺の原因は不明との回答があった。	その他	学校による無記名アンケートや保護者からの聞き取りの結果、本人が悩んでいた情報はなかった。また、警察からも自殺の原因は不明との回答があった。	有	使い走り、送迎をさせる、呼び出しを避けるようになったとき暴力を受ける、タイムン(喧嘩)を強要される事実があった。	不明	学校による無記名アンケートや保護者からの聞き取りの結果、本人が悩んでいた情報はなかった。また、警察からも自殺の原因は不明との回答があった。
29	H17.3	中1男子	その他	学校においては、本人が不登校傾向であったため、スクールカウンセラーによる教育相談や、担任によるアンケート調査に基づく教育相談等を行ってきたが、自殺と結びつくような相談内容はなかった。その後、保護者からの申し出により、学校において、全校生徒へのアンケート調査等を実施した結果、あだ名でよばれたり、方言をからかわれたりしたことはあったが、自殺に結びつくような事実は特定できなかった。	その他	その後明らかになった事実はなく、当時の判断のとおり。	無	—	考えられない	—
30	H17.3	高2女子	その他	遺族から預かった本人の日記・携帯電話・手紙の内容や、周囲の生徒からの聞き取り調査結果、警察の判断等を総合的に勘案して判断した。	その他	その後明らかになった事実はなく、当時の判断のとおり。	無	—	考えられない	—
31	H17.3	中2女子	厭世	関係者からの事情聴取および学校・地教委から提出された報告書より判断した。	厭世	事件発生年度の問題行動調査の報告時以降、新たな事実はない。	無	—	考えられない	—
32	H17.4	中3女子	学校問題(友人との不和)	学校事故報告書、関係市生徒指導推進協議会、警察等の判断を総合的に勘案し、「いじめに相当するさまざまなトラブルが背景にあったことは事実であるが、当該生徒が自ら死を選んだ直接的な原因が何かはわからなかった。」との市教委の判断による。	学校問題(友人との不和)	その後明らかになった事実はなく、当時の判断のとおり。	有	「きもい」「うざい」「あっち行け」などという言葉は、学校生活のさまざまな場面で言われていた。意味もなく繰り返し本人の名前を呼ぶなどの言葉でのからかいや、話しかけても無視されたり、わざとらしく避けられたりすることがあった。また本人が登校する前に、本人の机の向きが反対にされていることがあったなどの事実があった。	考えられる	—
33	H17.9	小6女子	その他	学校及び市教育委員会で、事実の把握に重点を置いて自殺の原因の究明を進めていたが、報告した時点では、自殺の原因を特定できていなかった。	学校問題(いじめ)	平成18年10月、市教育委員会が教育委員会の会議において、児童の自殺にかかわり、遺書の内容を踏まえ、いじめであると認めたこと。 平成18年12月、市教育委員会が教育委員会の会議に報告した本事件の調査報告書において、亡くなった当該女子児童の気持ちになって遺書を読んだとき、調査により判明したいじめと考えられる出来事(仲間はずし、言葉によるいじめ)と、遺書の中のいじめととらえられる記述とが密接に関係していることから、いじめと感じて悩み苦しんだことは明らかであり、当該女子児童の自殺は、いじめが原因であると判断したこと。	有	調査により、仲間はずし、言葉によるいじめといったいじめと考えられる出来事が判明した。	考えられる	—

	事例		事件発生年度における自殺の理由の判断※1	当時の判断根拠	現時点における自殺の理由の判断※1	現時点における判断の根拠等	自殺した児童生徒へのいじめの有無※2	いじめの内容	「いじめ」が自殺の理由の一つとして考えられるか※3	いじめがあったが、自殺の理由の一つとして考えられないとする場合の理由
	年月	学年・性別								
34	H17.10	中1女子	その他	事故発生当初、学校は、原因・動機に思い当たるところがなく、警察も「自殺と断定。原因・動機については不明。」と発表。学校は、事実確認のため、全校でアンケート調査、二者面談、個人面談等を実施したが、自殺の原因・動機は不明であった。	その他	事故後も定期的に生活アンケートを実施したり、事故者が在籍していたクラスの生徒より事故者宛に手紙を書いたりしたが、新たな事実は出てこなかった。	無	—	考えられない	
35	H17.12	高1男子	その他					現在係争中。		
36	H17.12	中2男子	その他	学校は保護者からの申し出事項も含めて、生徒への聞き取り調査、全校生徒へのアンケート調査及び教職員の把握に基づく事実関係の確認などを行なった結果、いじめの事実はなかったと判断。	その他	保護者から依頼のあった再調査を実施し、その調査内容を説明したが、さらなる調査要望を受け、現在、第三者による調査委員会を設置し、調査を進めているところ。	調査中	—	—	—
37	H18.1	中2女子	その他	部活動内での人間関係のトラブルはあったが、双方の話し合いで解消した。また、2学期後半に不登校となり、学校へ行くか行かないかにつき親子関係が良好ではなかったとの情報が保護者からあった。以上より、家庭不和と友人との不和の複合として判断している。	その他	新たに明らかになった事実や資料がないので事件発生年度の判断と変わらない。	無	—	考えられない	—
38	H18.3	中1男子	—					警察の判断により、事故死と判断。		
39	※5 H18.4	中2男子	—	—	その他	亡くなった生徒は事件当日も普段と変わらない様子であり、全校生徒や部活動関係者、保護者等からの聞き取り調査の結果からも、当該生徒が悩んでいた、いじめを受けていた様子はなかった。また、1学年時の様子や3月に実施した教育相談アンケート等でも問題は出ておらず、いじめが原因とは考えられず、他の理由も不明である。	無	—	考えられない	—
40	※5 H18.8	中1男子	—	—	学校問題 (いじめ)	遺書と思われるメモによると、自殺の背景には、小学校より続いていた言葉や態度によるいじめがあると思われる。	有	「貧乏」と言葉でからかったり、歌でからかったりする。消しゴムのかすを投げつけることがあった。	考えられる	—
41	※5 H18.10	中2男子	—	—	当該教育委員会の判断を確認中	—	有	当該生徒は、所属したクラス(場合によっては学年)において長期間「からかい」や「冷やかしかし」等の対象になっており、「『死ね』『むかつく』『うざい』『きもい』」などと言われたり、「『エロサイト病』等のあだ名をつけられたりしていた。	考えられる	—

※1 自殺の理由別状況として、以下の項目から主たる理由と思われるものを1つ選択。理由が不明の場合は「その他」を選択。

○家庭事情：家庭不和、父母のしっ責、貧困、その他 ○学校問題：学業不振、進路問題、教師のしっ責、友人との不和、いじめ、その他 ○病気等による悲観 ○厭世 ○異性問題 ○精神問題 ○その他

※2 自殺した児童生徒への「いじめ」があったか否かについて調査。

※3 「いじめ」が主たる理由とは言えなくても、自殺の理由の一つと考えられるかについての調査。

※4 国立又は私立学校の事例につき、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では未調査。

※5 平成18年度の事例につき、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では未調査。(回答はあくまで現時点での判断。)